

令和2年 住之江区「学校選択制」制度説明会について

日 時	令和2年9月4日（金）
	第1回目 午前11時～12時
	第2回目 午後6時30分～7時30分
会 場	住之江区役所 3階 第3-1会議室
参加人数	第1回目 4名
	第2回目 4名

保護者からの質問と回答

Q1：小中一貫校を第2希望校とする場合、希望調査票の第2希望学校名に小中一貫校を書いてはいけないのか。

A1：各小中一貫校は全市募集となっており区内の学校の抽選（12月9日）よりも先に各小中一貫校の抽選（12月4日）を行う関係もあり、全区で第1希望校にのみ希望できるとしているため、第2希望学校名に各小中一貫校を記入することはできません。第2希望校に住之江区内の小中一貫校以外の学校を希望することは可能です。

Q2：通学区域の学校への希望者が少なかった場合、区域外からの受入可能人数が増えることはあるのか。

A2：通学区域の学校への希望者が少なかった場合とは、通学区域外の学校への希望者や国立・私立校等への希望者が多い場合が想定されますが、これらの方々が希望の学校に入学できなかった場合でも通学区域の学校での受入人数を確保しておく必要がありますので、通学区域の学校への希望者が少なかった場合でも、区域外からの受入可能人数の増減は行いません。ただし、住民票の転出入があった場合は通学区域の受入人数に関係するため増減いたします。

最終の通学区域外からの受入可能人数は11月上旬に公表する人数で確定し、通学区域外からの希望者数が受入可能人数を超える場合は抽選となります。

抽選後に通学区域外の学校への入学決定や転出等があり学校の受入可能人数の空きが発生した場合に繰り上げを行います。

Q3：希望調査票に第1希望校を記入し、第2希望校を記入しない場合は第1希望校の補欠となるのか。また、第2希望学校名に通学区域校を記入し、第1希望校の抽選で外れた場合、通学区域校で決定し補欠とならないのか。

A3 : 第1希望校を記入し、第2希望校を記入せず抽選から外れた場合は通学区域校で決定となり第1希望校の補欠となります。第2希望学校名に通学区域校を記入していても前述と同じ第1希望校の補欠となるので、第2希望学校名に通学区域校は記入しないでください。